

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	水供給 00-02 <u>R1</u>
提出年月日	<u>令和3年9月30日</u>

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（水供給）

（MOX燃料加工施設）

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第 35 条 重大事故等への対処に必要な水を供給するための設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。
※本別紙は、別紙 1 による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙

水供給00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(水供給)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	9/30	1	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	9/30	1	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/10	0	※本別紙は、追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	9/10	0	※本別紙は、追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	9/10	0	※本別紙は、追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既工認等との紐づけ	9/10	0	※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十五条 (重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備) (1 / 14)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備) 第三十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。①-1, ①-2</p> <p>【許可からの変更点等】 「重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故」を「重大事故等」と定義していることから許可の記載のとおりとした。</p> <p>【許可からの変更点等】 設工認において設計として明確化するため記載を適正化した(以下同じ)</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 重大事故等の対処に必要なとなる水の供給の方針は同じであるが、発電炉には該当する記載がない。</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 MOX燃料加工施設では事業変更許可の記載に合わせて設備構成を記載しているが、発電炉では記載していない。</p>	<p>第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.6 水供給設備</p> <p>水供給設備は、重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備を設ける設計とする。水①-1, 水①-2</p> <p>重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散を抑制するための対処及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要なとなる水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。水①-1</p> <p>水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車、運搬車、可搬型貯水槽水位計(ロープ式)、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計で構成する。水①-1, 水①-2</p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (2) 重大事故等対処施設 ⑥ 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備</p> <p>重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備を設置及び保管する。水① 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備は、水供給設備で構成する。水①</p> <p>ト. その他加工設備の付属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (6) 水供給設備</p> <p>重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散を抑制するための対処及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要なとなる水源を確保するために水供給設備を使用する。水①-1</p> <p>水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車、運搬車、可搬型貯水槽水位計(ロープ式)、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計で構成する。水①-1, 水①-2</p> <p>重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処では、水供給設備の第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車、運搬車、可搬型貯水槽水位計(ロープ式)、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに情報把握収集伝送設備の一部である第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機を使用する。水①水②</p> <p>また、水源からの水の移送ルート及び移送のために用いる設備については、</p>	<p>ト. その他加工設備の付属施設 (イ) 非常用設備</p> <p>(6) 水供給設備 ① 概要</p> <p>水供給設備は、重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備を設置及び保管する。水①-1, 水①-2</p> <p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給の方針は同じであるが、MOX燃料加工施設には該当する設備がない。</p> <p>【凡例】 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 🗨️：発電炉との差異の理由 📌：許可からの変更点等</p>	<p>5.8 水源、代替水源供給設備 5.8.1 重大事故等の収束に必要なとなる水源 (1) 系統構成</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要なとなる十分な水の量を供給するために必要な重大事故等対処設備として、代替淡水貯槽、西側淡水貯水設備、サプレッション・チェンバ及びほう酸水貯蔵タンクを重大事故等の収束に必要なとなる水源として設ける設計とする。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十五条 (重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備) (2 / 14)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="270 432 566 590">【許可からの変更点等】 主語の明確化に伴う記載の適正化。</p> <p data-bbox="225 779 557 1052">(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設の事業変更許可に合わせるため、第1保管庫・貯水槽及び第2保管庫・貯水槽の建屋構造を記載している。</p>	<p data-bbox="617 646 1086 743">水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。水①-1, 水①-2</p> <p data-bbox="617 747 1086 844">第1保管庫・貯水所の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階の建物である。水①-1, 水①-2</p> <p data-bbox="617 848 1086 915">第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。水①-1, 水①-2</p> <p data-bbox="617 982 1086 1079">水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。水①-1, 水①-2</p> <p data-bbox="617 1083 1086 1180">第2保管庫・貯水所の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階の建物である。水①-1, 水①-2</p> <p data-bbox="617 1184 1086 1251">第2保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。水①-1, 水①-2</p> <p data-bbox="617 1766 1086 1965">重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。水①-2</p>	<p data-bbox="1115 239 1584 611">「ト. (イ)(5)① 放水設備」に示す。補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。水④</p> <p data-bbox="1115 373 1584 611">補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ並びに情報把握収集伝送設備の一部である第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。水④水④</p> <p data-bbox="1115 646 1584 743">第1保管庫・貯水所は、地下に水供給設備の一部である第1貯水槽を設置する。水①-1, 水①-2</p> <p data-bbox="1115 747 1584 949">また、1階に第1保管庫・貯水所は、保管エリアを有する。水①-1, 水①-2</p> <p data-bbox="1115 814 1584 949">第1保管庫・貯水所の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階、建築面積約5900m²水④の建物である。水①-1, 水①-2</p> <p data-bbox="1115 982 1584 1079">第2保管庫・貯水所は、地下に水供給設備の一部である第2貯水槽を設置する。水①-1, 水①-2</p> <p data-bbox="1115 1083 1584 1285">また、1階に第2保管庫・貯水所は、保管エリアを有する。水①-1, 水①-2</p> <p data-bbox="1115 1150 1584 1285">第2保管庫・貯水所の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階、建築面積約5900m²水④の建物である。水①-1, 水①-2</p> <p data-bbox="1115 1325 1584 1421">第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の機器配置概要図を第7図～第8図に示す。水④</p> <p data-bbox="1115 1425 1584 1598">補機駆動用燃料補給設備については「ト. (イ)(4) 補機駆動用燃料補給設備」に、情報把握収集伝送設備については、「ト. (イ)(8)④c. 情報把握収集伝送設備」に示す。水④</p> <p data-bbox="1115 1633 1584 1730">水供給設備は、重大事故等への対処に必要なとなる水源を確保できる設計とする。水④</p> <p data-bbox="1115 1766 1584 1833">水供給設備は、第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給できる設計とする。水④</p>	<p data-bbox="1611 646 2080 743">重大事故等への対処に必要なとなる水源を確保するため、水供給設備には第1貯水槽を設置する。水④</p> <p data-bbox="1641 1430 2021 1633">(発電炉の記載) <不一致の理由> 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給の方針は同じであるがMOX燃料加工施設には該当する設備がない。</p> <p data-bbox="1611 1766 2080 1900">また、重大事故等への対処を継続するために第2貯水槽及び敷地外の水源から大型移送ポンプ車を使用し、第1貯水槽へ水を補給する。水④</p>	<p data-bbox="2110 1766 2579 1965">また、これら重大事故等の収束に必要なとなる水源とは別に、代替淡水源として淡水タンク(多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク)を設ける設計とする。 代替淡水貯槽を水源として重大事故等の</p>	<p data-bbox="2608 1766 2822 1799">水①-2 (P11 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十五条 (重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備) (3 / 14)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外の水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。水①-2</p>	<p>水供給設備は、敷地外の水源から第1貯水槽へ水を補給できる設計とする。水①</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給の方針は同じであるが発電炉特有の要求事項のため MOX 燃料加工施設には該当する設備がない。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給の方針は同じであるが MOX 燃料加工施設には該当する設備がない。</p>	<p>対応を実施するには、西側淡水貯水設備を代替淡水源とし、西側淡水貯水設備を水源として重大事故等の対応を実施するには、代替淡水貯槽を代替淡水源とする。</p> <p>また、淡水が枯渇した場合に、海を水源として利用できる設計とする。</p> <p>代替淡水貯槽は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系（常設）及び低圧代替注水系（可搬型）の水源として使用できる設計とする。</p> <p>西側淡水貯水設備は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系（可搬型）の水源として使用できる設計とする。</p> <p>サプレッション・チェンバ（容量3400 m³、個数1）は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である高圧代替注水系、代替循環冷却系、原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水系）及び低圧炉心スプレイ系の水源として使用できる設計とする。</p> <p>ほう酸水貯蔵タンクは、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段であるほう酸水注入系の水源として使用できる設計とする。</p> <p>代替淡水源である淡水タンク（多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク）は、想定される重大事故等時において、代替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備へ水を供給するための水源として使用できる設計とする。</p> <p>海は、想定される重大事故等時において、淡水が枯渇した場合に、代替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備へ水を供給するための水源であるとともに、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段で</p>	<p>水①-2 (P12 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十五条 (重大事故等への対処に必要な水の供給設備) (4 / 14)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 重大事故等への対処に必要な水の供給の方針は同じであるが発電炉特有の要求事項のため MOX 燃料加工施設には該当する設備がない。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 重大事故等への対処に必要な水の供給の方針は同じであるが MOX 燃料加工施設には該当する設備がない。</p>	<p>ある低圧代替注水系（可搬型）の水源として利用できる設計とする。</p> <p>5.8.2 代替水源供給設備 (1) 系統構成 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備及び海を利用するために必要な設備として、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプを設ける設計とする。 重大事故等の収束に必要な水源である代替淡水貯槽へ淡水を供給するための重大事故等対処設備として、可搬型代替注水中型ポンプは、代替淡水源である西側淡水貯水設備、淡水タンク（多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク）の淡水を、可搬型代替注水大型ポンプは、淡水タンク（多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク）の淡水を代替淡水貯槽へ供給できる設計とする。 また、淡水が枯渇した場合に、重大事故等の収束に必要な水源である代替淡水貯槽へ海水を供給するための重大事故等対処設備として、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、海水を代替淡水貯槽へ供給できる設計とする。 重大事故等の収束に必要な水源である西側淡水貯水設備へ淡水を供給するための重大事故等対処設備として、可搬型代替注水大型ポンプは、代替淡水源である代替淡水貯槽、淡水タンク（多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク）の淡水を西側淡水貯水設備へ供給できる設計とする。 また、淡水が枯渇した場合に、重大事故等の収束に必要な水源である西側淡水貯水設備へ海水を供給するための重大事故等対処設備として、可搬型代替注水大型ポンプは、海水を西側淡水貯水設備へ供給できる設計とする。 可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十五条 (重大事故等への対処に必要な水の供給設備) (5 / 14)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設の事業変更許可の記載に合わせて第2貯水槽を水源とした場合でも対処できる設計を記載している。</p>	<p>なお、第2貯水槽を水源とした場合でも対処できる設計とする。水①-1,水①-2</p>		<p>なお、第2貯水槽を水源とした場合でも対処が可能である。水①-1,水①-2</p>		
<p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉、MOX 燃料加工施設ともに重大事故等に対処するためのパラメータを計測する方針は同じであるが、MOX 燃料加工施設と発電炉では計測するパラメータ及び計測設備が異なるため。</p>	<p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を確認するため、水供給設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）により貯水槽水位が確認できる設計とする。水①-1,水①-2</p> <p>水の補給時の流量を確認するため、水の補給系統に水供給設備の可搬型第1貯水槽給水流量計を接続し、水の補給時の流量を確認できる設計とする。水①-1,水①-2</p>	<p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を確認するため、水供給設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）により貯水槽水位が確認できる設計とする。水①-1,水①-2</p> <p>水の補給時の流量を確認するため、水の補給系統に水供給設備の可搬型第1貯水槽給水流量計を接続し、水の補給時の流量を確認できる設計とする。水①-1,水①-2</p>	<p>第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を確認するため、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）により貯水槽水位が確認できる設計とする。水①</p> <p>水の補給時の流量を確認するため、水の補給系統に可搬型第1貯水槽給水流量計を接続し、水の補給時の流量を確認できる設計とする。水①</p>	<p>2.1 計測装置等 2.1.1 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等における計測 重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び酸素濃度、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度並びに未臨界の維持又は監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器パイパスの監視、水源の確保に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。</p>	
<p>(双方の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉、MOX 燃料加工施設ともに計測する装置の電源要求（外部電源を期待できない場合）の方針は同じであるが、MOX 燃料加工施設と発電炉にて設備構成が異なるため。</p>	<p>可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、乾電池を使用する設計とする。水①-1,水①-2</p> <p>可搬型貯水槽水位計（電波式）の電源は、情報把握収集伝送設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置又は第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置に接続している情報把握収集伝送設備の情報把握計装設備可搬型発電機により給電可能な設計とする。水①-1,水①-2</p>	<p>可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、乾電池を使用する設計とする。水①-1,水①-2</p> <p>可搬型貯水槽水位計（電波式）の電源は、情報把握収集伝送設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置又は第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置に接続している情報把握収集伝送設備の情報把握計装設備可搬型発電機により給電可能な設計とする。水①-1,水①-2</p>	<p>可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、乾電池を使用する設計とする。水①</p> <p>可搬型貯水槽水位計（電波式）の電源は、情報把握収集伝送設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置又は第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置に接続している情報把握収集伝送設備の情報把握計装設備可搬型発電機により給電可能な設計とする。水①</p>	<p>2.4 電源喪失時の計測 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。</p>	
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載しているため。</p>	<p>水供給設備は、再処理施設と共用する。水③</p> <p>水供給設備は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処すること考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。水③,水④</p>	<p>水供給設備は、再処理施設と共用する。水③</p> <p>水供給設備は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処すること考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。水③,水④</p>	<p>水供給設備は、再処理施設と共用する。水①</p>		
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可の記載に合わせて、MOX 燃料加工施設の設備特有の設計方針を記載している。</p>	<p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、互いに位置的分散を図る設計とする。水②</p>	<p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、互いに位置的分散を図る設計とする。水②</p>	<p>② 設計方針 a. 共通要因故障に対する考慮 基本方針については、「イ.(ハ)(1)① a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。水① (a) 常設重大事故等対処設備 水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、互いに位置的分散を図る設計とする。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十五条 (重大事故等への対処に必要な水の供給設備) (6 / 14)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点等】 仕様表対象設備の具体的な仕様は仕様表にて示すため、個数、容量等については基本設計方針に記載しない。 (以下同じ)</p>	<p>水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、共通要因によって同時のその機能が損なわれることがないように、故障時バックアップを含めて必要な量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。水②</p> <p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水③</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水③</p> <p>屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水③</p> <p>再処理施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は、重大事故等への対処に必要な水を供給できる容量を有する設計とする。水③、水④</p> <p>再処理施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は、大量の水が必要となる重大事</p>	<p>水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、故障時のバックアップを含めて必要な量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。水②</p> <p>水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水③</p> <p>屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水③</p> <p>【「等」の解説】 「固縛等」が指す具体的な内容は設備によって異なり、添付書類において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。(以下同じ)</p> <p>再処理施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は、重大事故等への対処に必要な水を供給できる容量として約20000m³（第1貯水槽A約10000m³、第1貯水槽B約10000m³）を有する設計とし、1基を有する設計とする。水③、水④</p> <p>再処理施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は、大量の水が必要となる重大事</p>	<p>る。水④</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、故障時のバックアップを含めて必要な量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。水④</p> <p>b. 悪影響防止 基本方針については、「イ.(ハ)(1)①b. 悪影響防止」に示す。水④ (a) 常設重大事故等対処設備 水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水④</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 水供給設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水③</p> <p>屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。水④</p> <p>c. 個数及び容量 基本方針については、「イ.(ハ)(1)②個数及び容量」に示す。水④ (a) 常設重大事故等対処設備 再処理施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は、重大事故等への対処に必要な水を供給できる容量として約20000m³（第1貯水槽A約10000m³、第1貯水槽B約10000m³）を有する設計とし、1基を有する設計とする。水④</p> <p>再処理施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は、大量の水が必要となる重大事</p>	<p>代替水源及び代替淡水源からの移送ルートを確認するとともに、可搬型のホース、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプについては、複数箇所に分散して保管する。</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 重大事故等への対処に必要な水の供給設備の基本方針は同じであるがMOX燃料加工施設には該当する記載がない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十五条 (重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備) (7 / 14)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の 27 条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>故等への対処を継続させるために水供給設備の第 1 貯水槽へ水を補給できる容量を有する設計とする。水③, 水④</p> <p>再処理施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要なとなる水を補給するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。水③, 水④</p> <p>点検保守による待機除外時のバックアップについては、同型設備である「7.5(1)放水設備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する。水③, 水④</p> <p>再処理施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要なとなる流路を確保するために必要数を確保することに加えて、予備として故障時のバックアップを確保する。水③, 水④</p> <p>再処理施設と共用する可搬型貯水槽水位計 (ロープ式) は、水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽の水位を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。水③, 水④</p> <p>再処理施設と共用する可搬型貯水槽水位計 (電波式) は、水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽の水位を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。水③, 水④</p>	<p>故等への対処を継続させるために水供給設備の第 1 貯水槽へ水を補給できる容量として約 20000m³ (第 2 貯水槽 A 約 10000m³, 第 2 貯水槽 B 約 10000m³) を有する設計とし、1 基を水固有する設計とする。水③, 水④</p> <p>再処理施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要なとなる水を補給するために約 1800 m³/h の送水流量水固を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として 4 台、水固予備として故障時のバックアップを 4 台の合計 8 台以上水固を確保する。水③, 水④</p> <p>点検保守による待機除外時のバックアップについては、同型設備である「ト. (イ)(5)① 放水設備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する。水③, 水④</p> <p>再処理施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要なとなる流路を確保するために必要数を確保することに加えて、予備として故障時のバックアップを確保する。水③, 水④</p> <p>再処理施設と共用する可搬型貯水槽水位計 (ロープ式) は、水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽の水位を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な 0~10m の水固計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は必要数として 4 台、水固予備として故障時のバックアップを 4 台の合計 8 台以上水固を確保する。水③, 水④</p> <p>再処理施設と共用する可搬型貯水槽水位計 (電波式) は、水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽の水位を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な 300~7500mm の水固計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は必要数として 4 台、水固予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 8 台の合計 12 台以上水固</p>	<p>故等への対処を継続させるために水供給設備の第 1 貯水槽へ水を補給できる容量として約 20000m³ (第 2 貯水槽 A 約 10000m³, 第 2 貯水槽 B 約 10000m³) を有する設計とし、1 基を有する設計とする。水④</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 再処理施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要なとなる水を補給するために約 1800 m³/h の送水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として 4 台、予備として故障時のバックアップを 4 台の合計 8 台以上を確保する。水④</p> <p>点検保守による待機除外時のバックアップについては、同型設備である「ト. (イ)(5)① 放水設備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する。水④</p> <p>再処理施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要なとなる流路を確保するために必要数を確保することに加えて、予備として故障時のバックアップを確保する。水④</p> <p>再処理施設と共用する可搬型貯水槽水位計 (ロープ式) は、水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽の水位を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な 0~10m の計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は必要数として 4 台、予備として故障時のバックアップを 4 台の合計 8 台以上を確保する。水④</p> <p>再処理施設と共用する可搬型貯水槽水位計 (電波式) は、水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽の水位を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な 300~7500mm の計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は必要数として 4 台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 8 台の合計 12 台以上を確保する。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十五条 (重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備) (8 / 14)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の 27 条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開して記載しているため。</p> <p>【「等」の解説】 「風(台風)等」について、考慮している自然現象の内容は個々の設備の評価とあわせて明確化するため、基本設計方針では等のままとした。</p>	<p>再処理施設と共用する可搬型第 1 貯水槽 流量計は、水供給設備の大型移送ポンプ車からの吐出流量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。水③、水④</p> <p>再処理施設と共用する水供給設備のホース展開車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として 6 台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 7 台の合計 13 台以上を確保する設計とする。水③、水④</p> <p>再処理施設と共用する水供給設備の運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として 6 台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 7 台の合計 13 台以上を確保する設計とする。水③、水④</p> <p>水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は、コンクリート構造とすることで汽水による腐食を考慮した設計とする。水⑤</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。水⑤</p> <p>水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第 1 保管庫・貯水所及び第 2 保管庫・貯水所に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。水⑤</p>	<p>を確保する。水③、水④</p> <p>再処理施設と共用する可搬型第 1 貯水槽流量計は、水供給設備の大型移送ポンプ車からの吐出流量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする 0~1800m³/h の水田計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は必要数として 10 台、水田予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 20 台の合計 30 台以上水田を確保する。水③、水④</p> <p>【許可からの変更点】 基本設計方針対象設備の個数については、許可本文の記載を踏まえ基本設計方針にて記載する。</p> <p>【許可からの変更点等】 主語の明確化に伴う記載の適正化(以下同じ)。</p> <p>水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は、コンクリート構造とすることで汽水による腐食を考慮した設計とする。水⑤</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は、「ロ.(ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。水⑤</p> <p>水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第 1 保管庫・貯水所及び第 2 保管庫・貯水所に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。水⑤</p>	<p>水⇩</p> <p>再処理施設と共用する可搬型第 1 貯水槽流量計は、水供給設備の大型移送ポンプ車からの吐出流量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする 0~1800m³/h の計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は必要数として 10 台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 20 台の合計 30 台以上を確保する。水⇩</p> <p>d. 環境条件等 基本方針については、「イ.(ハ)(1)③ 環境条件等」に示す。水⇩ (a) 常設重大事故等対処設備 水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は、コンクリート構造とすることで汽水による腐食を考慮した設計とする。水⇩</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は、「イ.(ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。水⇩</p> <p>水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第 1 保管庫・貯水所及び第 2 保管庫・貯水所に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。水⇩</p>	<p>水③、水④ (P14 から)</p> <p>水③、水④(P14 から)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十五条 (重大事故等への対処に必要な水の供給設備) (9 / 14)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 「コンテナ等」は、複数種類のコンテナの総称として許可の記載のとおりとした。(以下同じ)</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の 27 条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開して記載しているため。</p>	<p>り機能を損なわない設計とする。水⑤</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。また、大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。水⑤</p> <p>屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。水⑤</p> <p>屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収容するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。水⑤</p> <p>水供給設備の可搬型貯水槽水位計(ロープ式)、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。水⑤</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。水⑤</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、可搬型貯水槽水位計(ロープ式)、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。水⑤</p>	<p>り機能を損なわない設計とする。水⑤</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。また、大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。水⑤</p> <p>屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。水⑤</p> <p>屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収容するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。水⑤</p> <p>水供給設備の可搬型貯水槽水位計(ロープ式)、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。水⑤</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、「ロ.(ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。水⑤</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、可搬型貯水槽水位計(ロープ式)、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。水⑤</p>	<p>り機能を損なわない設計とする。水⑤</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。また、大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。水⑤</p> <p>屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。水⑤</p> <p>屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収容するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。水⑤</p> <p>水供給設備の可搬型貯水槽水位計(ロープ式)、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。水⑤</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、「イ.(ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。水⑤</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、可搬型貯水槽水位計(ロープ式)、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。水⑤</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十五条 (重大事故等への対処に必要な水の供給設備) (10 / 14)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 接続方法を統一する考え方は同じだが、本条文での対応がないため、差異として抽出した。</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。水⑤</p> <p>屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対して除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。水⑤</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。水⑤</p> <p>水供給設備の可搬型貯水槽水位計(ロープ式)、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで操作可能な設計とする。水⑤</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。水⑥</p> <p>水供給設備の可搬型貯水槽水位計(電波式)は、コネクタ接続又は簡便な接続方式に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。水⑥</p>	<p>【許可からの変更点等】 運用要求について「保安規定に定めて、管理する」との記載に適正化する。</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。水⑤</p> <p>水供給設備の可搬型貯水槽水位計(ロープ式)、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで操作可能な設計とする。水⑤</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。水⑥</p> <p>水供給設備の可搬型貯水槽水位計(電波式)は、コネクタ接続又は簡便な接続方式に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。水⑥</p>	<p>屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を整備する。水⑤</p> <p>屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を整備する。水⑤</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。水⑤</p> <p>水供給設備の可搬型貯水槽水位計(ロープ式)、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで操作可能な設計とする。水⑤</p> <p>e. 操作性の確保 基本方針については、「イ.(ハ)(1)④ a. 操作性の確保」に示す。水⑤</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。水⑤</p> <p>水供給設備の可搬型貯水槽水位計(電波式)は、コネクタ接続又は簡便な接続方式に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。水⑤</p> <p>③ 主要設備の仕様 水供給設備の主要設備の仕様を添5第52表に示す。水⑤</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 重大事故等が発生し、大気中への放射性</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十五条 (重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備) (11 / 14)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>物質の拡散を抑制するための対処及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要な水源を確保するために水供給設備を使用する。水⇩</p> <p>重大事故等への対処に必要な水を供給するための対処では、水供給設備の第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車、運搬車、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに情報把握収集伝送設備の一部である第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機を使用する。</p> <p>水⇩</p> <p>水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車、運搬車、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計で構成する。水⇩</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。水⇩</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ並びに情報把握収集伝送設備の一部である第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。水⇩</p> <p>補機駆動用燃料補給設備については「ト.(イ)(4)④ 系統構成」に、情報把握収集伝送設備については「ト.(イ)(8)② d. 系統構成及び主要設備」に示す。水⇩</p> <p>b. 主要設備</p> <p>大気中への放射性物質の拡散を抑制するための対処及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災への対処ができる水源を確保する設計とする。水⇩</p> <p>重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第</p>		<p>水①-2 (P2 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十五条 (重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備) (12 / 14)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="231 1671 572 1940" style="border: 1px solid black; background-color: #ffff00; padding: 5px;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の 27 条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開して記載しているため。</p> </div>	<p>水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は、通常時において、重大事故等に対処</p>	<p>水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は、通常時において、重大事故等に対処</p>	<p>1 貯水槽へ水を補給するため、第 2 貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第 1 貯水槽へ補給できる設計とする。水①-2 重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第 1 貯水槽へ水を補給するため、敷地外の水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第 1 貯水槽へ補給できる設計とする。水①-2 大型移送ポンプ車は、直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 水⇩ なお、第 2 貯水槽を水源とした場合でも対処できる設計とする。水⇩ 第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽の水位を確認するため、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）により貯水槽水位が確認できる設計とする。水⇩ 水の補給時の流量を確認するため、水の補給系統に可搬型第 1 貯水槽給水流量計を接続し、水の補給時の流量を確認できる設計とする。水⇩ 可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型第 1 貯水槽給水流量計は、乾電池を使用する設計とする。水⇩ 可搬型貯水槽水位計（電波式）の電源は、情報把握収集伝送設備の第 1 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置又は第 2 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置に接続している情報把握収集伝送設備の情報把握計装設備可搬型発電機により給電可能な設計とする。水⇩ 水供給の系統概要図を添 5 第 76 図、水供給設備の機器配置概要図を添 5 第 77 図に示す。水⇩ 可搬型貯水槽水位計（電波式）に係る電源供給系統図を添 5 第 78 図に示す。水⇩ 重大事故等に対処するために必要なパラメータに係る計測範囲、重大事故時のプロセスの変動範囲及び重大事故等対処設備の個数を添 5 第 53 表に示す。水⇩ ⑤ 試験・検査 基本方針については、「イ. (ハ)(1)① b. 試験・検査性」に示す。水⇩ 水供給設備の第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は、通常時において、重大事故等に対処</p>	<p>水①-2 (P3 へ)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十五条 (重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備) (13 / 14)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「<u>保守等</u>」, 「<u>外観点検, 員数確認, 性能確認, 分解点検等</u>」及び「<u>取替え等</u>」が指す具体的な内容は設備によって異なり, 保安規定に基づき策定する保全計画において明確化するため, 基本設計方針では等のままとした。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は, 事業変更許可時に事業許可基準規則の 27 条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>するために必要な機能を確認するため, 水位を定期的に確認することができる設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 保守等が可能な設計とする。水⑦</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 外観点検, 員数確認, 性能確認, 分解点検等が可能な設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 分解点検等が可能な設計とする。水⑦</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は, 車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 保守等が可能な設計とする。水⑦</p> <p>水供給設備の可搬型貯水槽水位計 (ロープ式), 可搬型貯水槽水位計 (電波式) 及び可搬型第 1 貯水槽給水流量計は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 模擬入力による機能, 性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 取替え等が可能な設計とする。水⑦</p>	<p>するために必要な機能を確認するため, 水位を定期的に確認することができる設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 保守等が可能な設計とする。水⑦</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 外観点検, 員数確認, 性能確認, 分解点検等が可能な設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 分解点検等が可能な設計とする。水⑦</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は, 車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 保守等が可能な設計とする。水⑦</p> <p>水供給設備の可搬型貯水槽水位計 (ロープ式), 可搬型貯水槽水位計 (電波式) 及び可搬型第 1 貯水槽給水流量計は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 模擬入力による機能, 性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 取替え等が可能な設計とする。水⑦</p> <p>① 主要な設備 [常設重大事故等対処設備] 第 1 貯水槽 (再処理施設と共用) 基 数 1 基 容 量 約 20000m³ (第 1 貯水槽 A 約 10000m³, 第 1 貯水槽 B 約 10000m³) 水Ⅱ 第 2 貯水槽 (再処理施設と共用) 基 数 1 基 容 量 約 20000m³ (第 2 貯水槽 A 約 10000m³, 第 2 貯水槽 B 約 10000m³) 水Ⅱ</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 大型移送ポンプ車 (再処理施設と共用) 台 数 8 台 (予備として故障時のバックアップ 4 台) (待機除外時バックアップを放水設備の大型移送ポンプ車の待機除外時バックアップと兼用) 容 量 1800 m³/h/台水Ⅱ</p>	<p>するために必要な機能を確認するため, 水位を定期的に確認することができる設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 保守等が可能な設計とする。水④</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 外観点検, 員数確認, 性能確認, 分解点検等が可能な設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 分解点検等が可能な設計とする。水④</p> <p>水供給設備の大型移送ポンプ車は, 車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 保守等が可能な設計とする。水④</p> <p>水供給設備の可搬型貯水槽水位計 (ロープ式), 可搬型貯水槽水位計 (電波式) 及び可搬型第 1 貯水槽給水流量計は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 模擬入力による機能, 性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 取替え等が可能な設計とする。水④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十五条 (重大事故等への対処に必要な水の供給設備) (14 / 14)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>可搬型建屋外ホース (再処理施設と共用) 数 量 1 式水口</p> <p>ホース展張車 (再処理施設と共用) 台 数 13 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 7 台) 水③, 水④</p> <p>運搬車 (再処理施設と共用) 台 数 13 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 7 台) 水③, 水④</p> <p>可搬型貯水槽水位計 (ロープ式) (再処理施設と共用) 台 数 8 台 (予備として故障時のバックアップ 4 台) 計測範囲 0 ~ 10m 計測方式 ロープ式水口</p> <p>可搬型貯水槽水位計 (電波式) (再処理施設と共用) 台 数 12 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップ 8 台) 計測範囲 300 ~ 7500 mm 計測方式 電波式水口</p> <p>可搬型第 1 貯水槽給水流量計 (再処理施設と共用) 台 数 30 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップ 20 台) 計測範囲 0 ~ 1800 m³/h 計測方式 電磁式水口</p>			<p>水③, 水④ (P8 ~)</p> <p>水③, 水④ (P8 ~)</p>

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十五条（重大事故等への対処に必要となる水の供給設備）					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方 (理由)	項・号	解 釈	添付書類
水① -1	重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源の確保に関する説明	技術基準の要求事項を受けている内容	1 項	-	a, c
水① -2	重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備に関する説明	技術基準の要求事項を受けている内容	1 項	-	a, c
水②	共通要因故障に対する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十五条）の設備として考慮すべき特記事項	2 項	-	b
			3 項二号 四号 六号	-	
水③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十五条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項六号	-	b
水④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十五条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項一号	-	a, b
水⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十五条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項二号 七号	-	b
			3 項三号 四号	-	b
水⑥	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十五条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項三号 五号	-	b
			3 項一号	-	b
水⑦	試験・検査性の確保に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十五条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項四号	-	b
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
水㊦	重複記載	事業変更許可申請書本文又は添付書類五の記載	-		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

		と重複する内容である。	
水㊦	他条文の参照	他条文を参照する記載である。	-
水㊧	添付書類の記載内容	配置図等で詳細を示す事項である。	c
水㊨	設備仕様	仕様表にて記載する。	d
3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
水㊩	重複記載	事業変更許可申請書本文又は添付書類五の記載と重複する内容である。	-
水㊪	他条文の参照	他条文を参照する記載である。	-
水㊫	添付書類の記載内容	仕様表、配置図等で詳細を示す事項である。	c, d
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
b	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
c	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図		
d	仕様表		

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請							
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
1	水供給設備は、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加え、十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針														
2	重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散を抑制するための対処及び燃料加工建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要な水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針														
3	水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース巻取車、運搬車、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計で構成する。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース巻取車 運搬車 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第1貯水槽給水流量計	基本方針														
4	水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第1保管庫・貯水所の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階の建物である。 第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽	基本方針														
5	水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第2保管庫・貯水所の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階の建物である。 第2保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	第2保管庫・貯水所 第2貯水槽	基本方針														
6	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	基本方針														
					V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・重大事故等の対処に必要な十分な量の水を有する水源及び対処に必要な水を供給するための設備(水供給設備)の設備概要、設備構成について説明する。 ・水を供給する系統に設置する計測器によって、貯水槽の水位及び水の供給時の流量について計測できる設計について説明する。 【V-2-3系統図、V-2-4配置図、V-2-5構造図】 ・水供給設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・水供給設備の構造等について、構造図にて説明する。												
7	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外の水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第1貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	基本方針														
8	なお、第2貯水槽を水源とした場合でも対処できる設計とする。	設置要求	第2貯水槽	基本方針														
9	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を確認するため、水供給設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）により貯水槽水位が確認できる設計とする。	機能要求②	可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式）	基本方針														
10	水の補給時の流量を確認するため、水の補給系統に水供給設備の可搬型第1貯水槽給水流量計を接続し、水の補給時の流量を確認できる設計とする。	機能要求②	可搬型第1貯水槽給水流量計	基本方針														
11	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型第1貯水槽給水流量計	基本方針														
12	可搬型貯水槽水位計（電波式）の電源は、情報把握収集伝送設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置又は第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置に接続している情報把握収集伝送設備の情報把握計装設備可搬型発電機により給電可能な設計とする。	機能要求①	可搬型貯水槽水位計（電波式）	基本方針														

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
1	水供給設備は、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-
2	重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散を抑制するための対処及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において、対処に必要な水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-
3	水供給設備は、第1貯水槽、第2貯水槽、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース巻取車、運搬車、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計で構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース巻取車 運搬車 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第1貯水槽給水流量計	-	-	-
4	水供給設備の一部である第1貯水槽は、第1保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第1保管庫・貯水所の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階の建物である。 第1保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽	-	-	-
5	水供給設備の一部である第2貯水槽は、第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第2保管庫・貯水所の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階の建物である。 第2保管庫・貯水所は、1階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	第2保管庫・貯水所 第2貯水槽	-	-	-
6	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	(管部) 容量 最高使用圧力 最高使用温度 主要寸法 主要材料 鋼板 取付箇所 （ポンプ） 容量 吐出圧力 最高使用圧力 最高使用温度 主要寸法 主要材料 鋼板 取付箇所 原動機 （主配管） 最高使用圧力 最高使用温度 外径・厚さ 主要材料 鋼板 取付箇所	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源及び対処に必要な水を供給するための設備（水供給設備）の設備概要、設備構成について説明する。 ・水を供給する系統に設置する計測器によって、貯水槽の水位及び水の供給時の流量について計測できる設計について説明する。
7	重大事故等への対処を継続して行うために、重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため、敷地外の水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、第1貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 第1貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	(管部) 容量 最高使用圧力 最高使用温度 主要寸法 主要材料 鋼板 取付箇所 （ポンプ） 容量 吐出圧力 最高使用圧力 最高使用温度 主要寸法 主要材料 鋼板 取付箇所 原動機 （主配管） 最高使用圧力 最高使用温度 外径・厚さ 主要材料 鋼板 取付箇所	V-2-5 構造図	【V-2-3系統図、V-2-4配置図、V-2-5構造図】 ・水供給設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・水供給設備の構造等について、構造図にて説明する。
8	なお、第2貯水槽を水源とした場合でも対処できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	第2貯水槽	-	-	-
9	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を確認するため、水供給設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）により貯水槽水位を確認できる設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式）	(計測装置) 出力器の種類 計測範囲	-	-
10	水の補給時の流量を確認するため、水の補給系統に水供給設備の可搬型第1貯水槽給水流量計を接続し、水の補給時の流量を確認できる設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 可搬型第1貯水槽給水流量計	(計測装置) 出力器の種類 計測範囲	-	-
11	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型第1貯水槽給水流量計	-	-	-
12	可搬型貯水槽水位計（電波式）の電源は、情報把握収集伝送設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置又は第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置に接続している情報把握収集伝送設備の情報把握計装設備可搬型発電機により給電可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	可搬型貯水槽水位計（電波式）	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請							
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
13	水供給設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース展開車 運搬車 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第1貯水槽給水流量計	基本方針		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対応設備 (2) 共用												
14	水供給設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対応に同時に対応すること考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対応に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース展開車 運搬車 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第1貯水槽給水流量計	基本方針		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対応設備 (2) 共用												
15	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、互いに位置的分散を図る設計とする。	設置要求	第1貯水槽 第2貯水槽	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対応設備））		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対応設備												
16	水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、共通要因によって同時のその機能が損なわれることがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した建屋の外周保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第1貯水槽給水流量計	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対応設備））		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対応設備												
17	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽	設計方針（悪影響防止）		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対応設備 (3) 重大事故等対応設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的影響を含む。）等												
18	水供給設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（悪影響防止）		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対応設備 (1) 内部発生飛散物による影響												
19	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛散物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針（悪影響防止）		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対応設備 (3) 重大事故等対応設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的影響を含む。）等												
20	再処理施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は、重大事故等への対応に必要な水を供給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第1貯水槽	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対応設備））														
21	再処理施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は、大量の水が必要となる重大事故等への対応を継続させるために水供給設備の第1貯水槽へ水を補給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第2貯水槽	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対応設備））														
22	再処理施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対応に必要な水を補給するために必要な容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対応設備））														
23	点検保守による待機除外時のバックアップについては、同型設備である「7.5(1) 放水設備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対応設備））														
24	再処理施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対応に必要な水を補給するために必要な容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対応設備））														
25	再処理施設と共用する可搬型貯水槽水位計（ロープ式）は、水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対応設備））		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書												

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	再処理施設と共用する可搬型貯水槽水位計（電波式）は、水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型貯水槽水位計（電波式）			設計方針（損傷及び容量（可搬型重大事故等対処設備））											
27	再処理施設と共用する可搬型第1貯水槽流量計は、水供給設備の大型移送ポンプからの吐出流量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型第1貯水槽給水流量計			設計方針（損傷及び容量（可搬型重大事故等対処設備））											
28	再処理施設と共用する水供給設備のホース展開車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするともに、保有数は、必要数として6台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを7台の合計13台以上を確保する設計とする。	設置要求	ホース展開車			設計方針（損傷及び容量（可搬型重大事故等対処設備））											
29	再処理施設と共用する水供給設備の運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするともに、保有数は、必要数として6台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを7台の合計13台以上を確保する設計とする。	設置要求	運搬車			設計方針（損傷及び容量（可搬型重大事故等対処設備））											
30	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、コンクリート構造とすることで汽水による腐食を考慮した設計とする。	機能要求②	第1貯水槽 第2貯水槽			基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響										
31	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針			基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響										
32	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	第1貯水槽 第2貯水槽			設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響										
33	水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車			基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響										
34	また、大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車			基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響										
35	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車			基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響										
36	屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収容するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	可搬型建屋外ホース			基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響										
37	水供給設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第1貯水槽給水流量計			設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））											
38	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針			基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響										

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
26	再処理施設と共用する可搬型貯水槽水位計（電波式）は、水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求								○	-	【機能要求②】 可搬型貯水槽水位計（電波式）	《計測装置》 検出器の種類 計測範囲		
27	再処理施設と共用する可搬型第1貯水槽流量計は、水供給設備の大型移送ポンプ車からの吐出流量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求								○	-	【機能要求②】 可搬型第1貯水槽給水流量計	《計測装置》 検出器の種類 計測範囲		
28	再処理施設と共用する水供給設備のホース展開率は、可搬型建屋外ホースを運用できる設計とするともに、保有数は、必要数として6台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを7台の合計13台以上を確保する設計とする。	設置要求								○	-	ホース展開率			
29	再処理施設と共用する水供給設備の運搬率は、可搬型建屋外ホースを運用できる設計とするともに、保有数は、必要数として6台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを7台の合計13台以上を確保する設計とする。	設置要求								○	-	運搬率			
30	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、コンクリート構造とすることで汽水による腐食を考慮した設計とする。	機能要求②								○	-	【機能要求②】 第1貯水槽 第2貯水槽	《容器》 主要材料	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(4) 汽水を供給する系統への影響】 ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。
31	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対応に用いる水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言								○	-	施設共通 基本設計方針		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。
32	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求								○	-	第1貯水槽 第2貯水槽		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
33	水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	設置要求								○	-	大型移送ポンプ車		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(4) 汽水を供給する系統への影響】 ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。
34	また、大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	設置要求								○	-	大型移送ポンプ車		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(4) 汽水を供給する系統への影響】 ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。
35	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言								○	-	大型移送ポンプ車			
36	屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収容するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言								○	-	可搬型建屋外ホース		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とする事象からの防護方針を説明する。
37	水供給設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求								○	-	可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第1貯水槽給水流量計			
38	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対応に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言								○	-	施設共通 基本設計方針		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とする事象からの防護方針を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
39	水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第1貯水槽給水流量計	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対応設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対応設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対応設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・ 重大事故等対応設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。									
40	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。 屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対応設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対応設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対応設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・ 重大事故等対応設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。									
41	水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、稼働率の高くなるおそれのない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（環境条件等（重大事故等対応設備の設置場所））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対応設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対応設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・ 重大事故等対応設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。									
42	水供給設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、稼働率の高くなるおそれのない場所を選定することで操作可能な設計とする。	設置要求	可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第1貯水槽給水流量計	設計方針（環境条件等（重大事故等対応設備の設置場所））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対応設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対応設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・ 重大事故等対応設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。									
43	水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型第1貯水槽給水流量計	設計方針（操作性の確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対応設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対応設備(1) 操作性】 ・ 重大事故等対応設備の操作性を説明する。									
44	水供給設備の可搬型貯水槽水位計（電波式）は、コネクタ接続又は簡便な接続方式に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型貯水槽水位計（電波式）	設計方針（操作性の確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対応設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対応設備(1) 操作性】 ・ 重大事故等対応設備の操作性を説明する。									
45	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、水位を定期的に確認することができる設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対応設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対応設備(2) 試験・検査性】 ・ 重大事故等対応設備の試験・検査性を説明する。									
46	水供給設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対応設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対応設備(2) 試験・検査性】 ・ 重大事故等対応設備の試験・検査性を説明する。									
47	水供給設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対応設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対応設備(2) 試験・検査性】 ・ 重大事故等対応設備の試験・検査性を説明する。									
48	水供給設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、標準入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第1貯水槽給水流量計	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対応設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対応設備(2) 試験・検査性】 ・ 重大事故等対応設備の試験・検査性を説明する。									

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請									
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載			
39	水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求											○		大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型貯水水位計（ロープ式） 可搬型貯水水位計（電波式） 可搬型第1貯水槽給水流量計	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
40	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。 屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求											○		施設共通 基本設計方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
41	水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、積雪率の高くなるおそれのない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求											○		大型移送ポンプ車	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
42	水供給設備の可搬型貯水水位計（ロープ式）、可搬型貯水水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、積雪率の高くなるおそれのない場所を選定することで操作可能な設計とする。	設置要求											○		可搬型貯水水位計（ロープ式） 可搬型貯水水位計（電波式） 可搬型第1貯水槽給水流量計		
43	水供給設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①											○		大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型第1貯水槽給水流量計	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。
44	水供給設備の可搬型貯水水位計（電波式）は、コネクタ接続又は簡便な接続方式に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①											○		可搬型貯水水位計（電波式）		
45	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、水位を定期的に確認することができる設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①											○		第1貯水槽 第2貯水槽		
46	水供給設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①											○		大型移送ポンプ車	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
47	水供給設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①											○		大型移送ポンプ車		
48	水供給設備の可搬型貯水水位計（ロープ式）、可搬型貯水水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、標準入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①											○		可搬型貯水水位計（ロープ式） 可搬型貯水水位計（電波式） 可搬型第1貯水槽給水流量計		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

令和3年9月10日 R0

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

※本別紙は、追而とする。

令和3年9月10日 R0

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

※本別紙は、追而とする。

別紙5

補足説明すべき項目の抽出

※本別紙は、追而とする。

別紙 6

変更前記載事項の 既工認等との紐づけ

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。